

共生モデル地区（四万十川条例第11条第5項）

河川が優れた水質を維持しているとともに、野生動植物の多様性が確保され、かつ、特に良好な景観が維持され、人と自然とが共生している地区
四万十市黒尊川流域、四万十町大正中津川地区の2地区を指定

協定の名称：「大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定」

協定期間：平成25年8月23日～平成30年8月22日（5年間）

協定内容（概要）：①地域資源を活用した地域振興

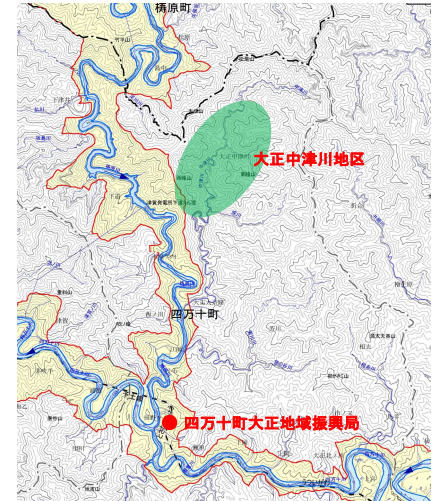
②交流・定住の促進

③家族のような福祉コミュニティづくり

④地区内の環境・景観保全

⑤次世代につながる伝統文化の継承

地域住民と行政が課題を共有しながら、協働で取組む



現況

大正中津川集落は、四万十川一次支流栲原川の二次支川となる中津川流域にある。

集落は、四万十川中流域の山間部に位置し、美しい風景林と里地・里山の景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし発展してきた歴史・文化がある。また、集落は平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定された。

大正中津川地区と、四万十町及び高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める**共生モデル地区の保全に関する協定を平成25年8月23日に締結**し環境との共生をテーマとした地域づくりを進めている。

その取り組みの延長として5年、10年、15年後も集落が維持していけるような拠点づくりと仕組みづくりを行うため、集落活動センター「こだま」を平成28年2月14日に開所し、共生モデル地区の活動と併せて取組んでいる。

これまでの取組（別紙活動総括）・課題

深刻化していく過疎高齢化により、地域の担い手の不足による様々な課題が発生している。

- ・高齢者の見守り（特に夜間）と買物や通院等の足の確保
- ・耕作放棄地対策（集落営農組織の強化）
- ・林業後継者対策と里山保全（農業と林業の複合的な就業への支援策の必要性和里山の保全）
- ・移住希望者はいるが需要をまかなうほどの家がない

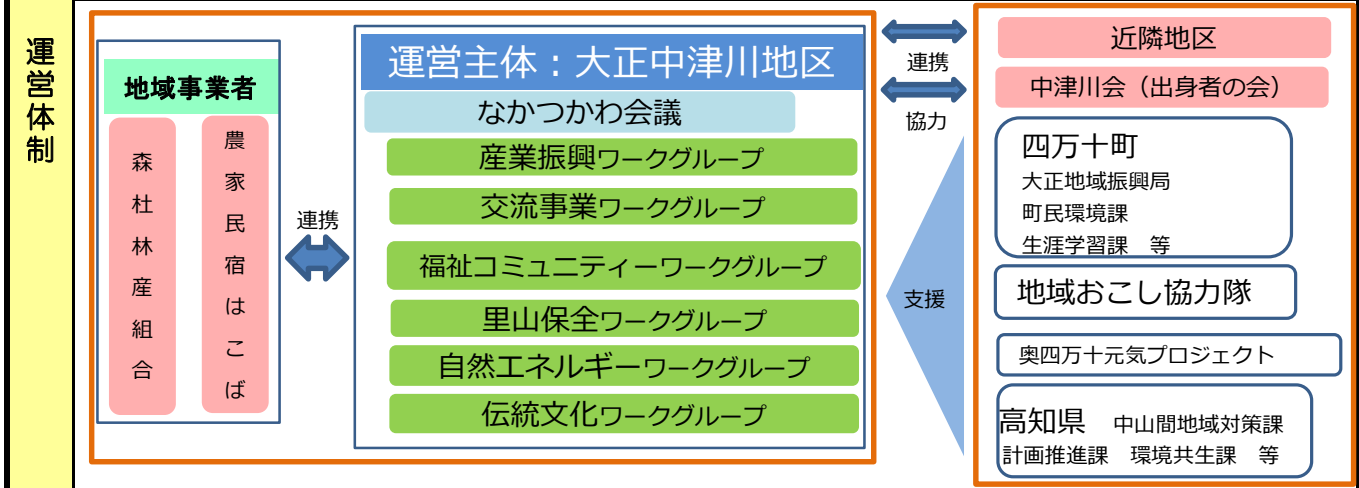
中津川集落活動センター「こだま」

平成28年2月14日開所

集落の状況	構成集落	四万十町中津川地区 大正中津川 (1集落)	拠点施設	
	人数 世帯数 高齢化率	66人 36世帯 60.6%		

中津川集落活動センター「こだま」

運営体制	運営組織	大正中津川地区	
	構成員	大正中津川地区住民	
	部会	<ul style="list-style-type: none"> ●産業振興WG ●福祉コミュニティWG ●自然エネルギーWG 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流事業WG ●郷山保全WG ●伝統文化WG



活動内容（予定含む）

★産業振興WG
 <特産品づくり販売>
 <農産物等の生産販売>
 集落営農/集落営林/加工所活用

★交流事業WG
 <交流定住サポート>
 定住 移住促進/田舎暮らし体験
 /子どもキャンプ
 林業体験

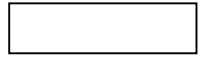
★福祉コミュニティWG
 <生活支援サービス>
 <安心安全サポート>
 <健康づくり>
 集落内交流(居酒屋・モーニング)/
 内外との交流(花見 納涼祭)
 過疎地有償運送/ふれあいサロン/
 100歳体操/冠婚葬祭事業

★里山保全WG
 <その他の活動>
 河畔林整備/炭焼き活用/風景林整備保全

★自然エネルギーWG
 <エネルギー資源活用>
 ソーラーパネル普及促進(活動センターにも設置)
 雑木林の有効活用(薪風呂 木炭利用)

★伝統文化WG
 <その他の活動>
 中津川覚え書き(アーカイブ)
 写真展開催/写真集保全と保管

◇従来よりの継続活動の維持◇
 <交流定住サポート>
 四万十街道ひなまつりバイキング
 どろんこ運動会
 もみじまつり(収穫祭&音楽祭)



& &

&

's



)s



=

